

険者、事業主の環境整備等が進捗する必要がある。

3-2-2 回避策②：資格取得優先による中継DBの情報更新

これまで、資格喪失届を処理した保険者は、当該資格喪失者が次にどこの保険者で資格取得したのかを確認するすべもなく、その必要もなかった(保険者内異動除く)。特に、家族(被扶養者)の追加や削除など本人が行う異動届(保険者への提出は事業主経由)や本人が国保の被保険者となる場合の市町村への資格取得届について、保険者間における情報連携は必ずしも必要としなかった。そのため、医療保険においては、皆保険制度でありながら、本人の手续漏れや遅延によりどこの保険者にも属さない状態の者が存在している。

中継DBの機能を最大限活かすことができるような法整備、各保険者における環境整備を行ったうえで、無保険の状態を解消し、いつでも安心して保険診療が受けられるよう、次の方法で情報伝達を電子化し、資格情報を確定してはどうか。

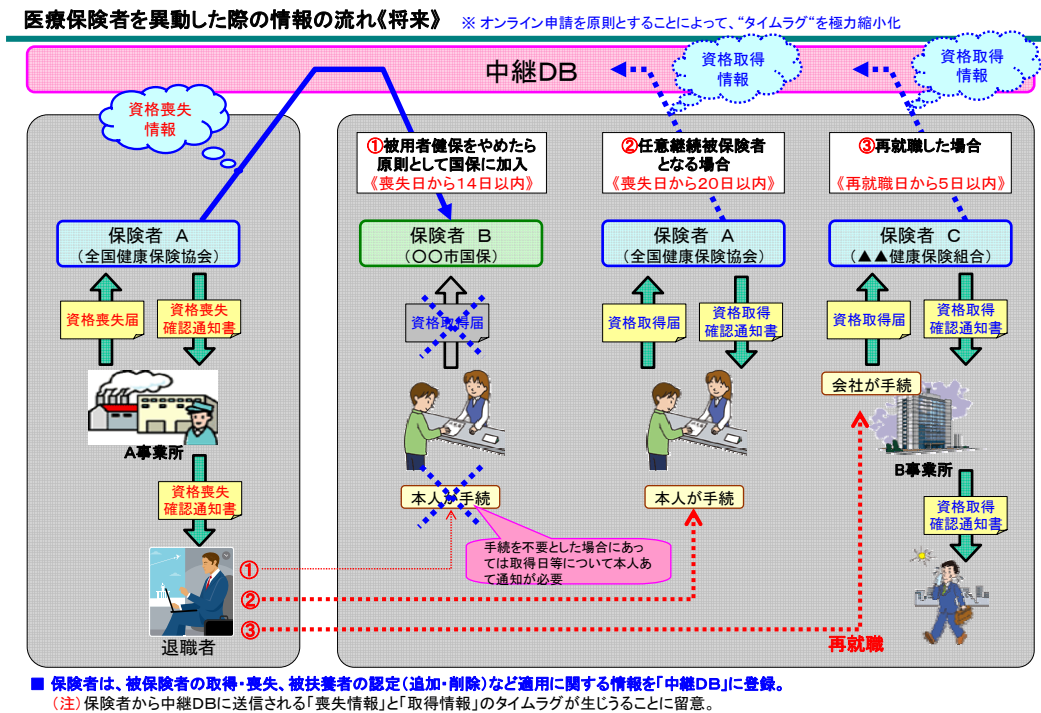


図 3-2-2-1 医療保険者を異動した際の情報の流れ《将来》